

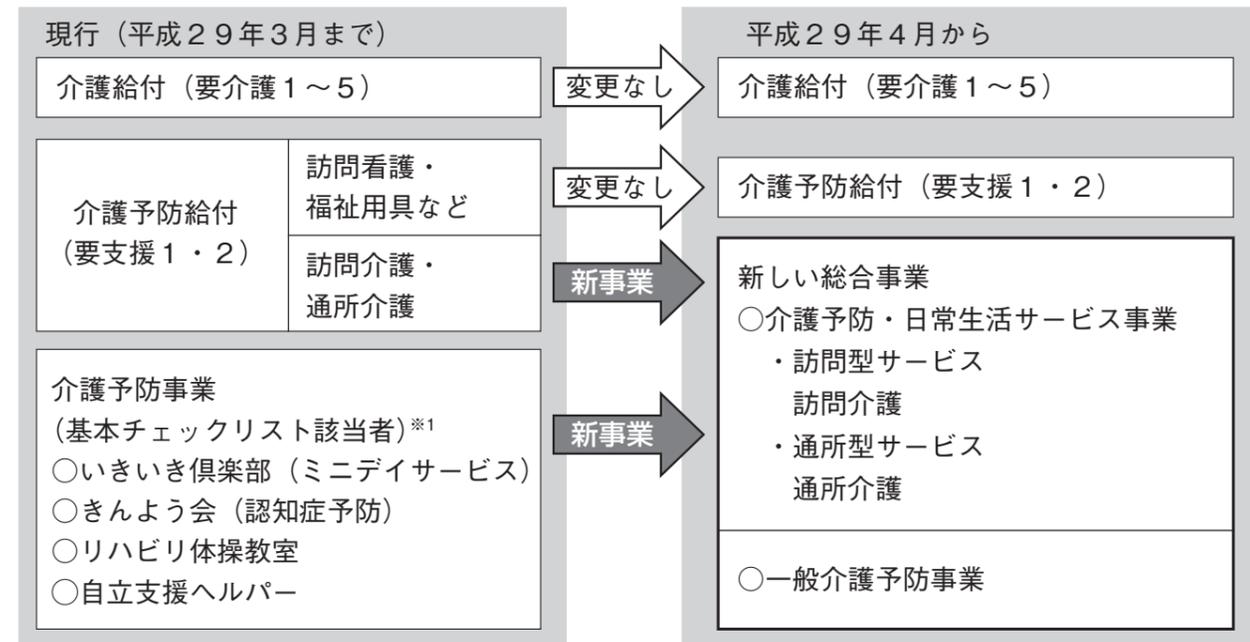
介護予防・日常生活支援総合事業 〈新しい総合事業〉が始まります！

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、多様なニーズに応じたサービスが利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業は〈新しい総合事業〉と呼ばれ、町では、平成29年4月から開始します。

今回は、この事業の概要についてお知らせします。

◆これまでとどのように変わるか



平成29年4月から要支援1・2の方、介護予防事業を利用する方の制度が変更になります。

要介護1～5の方が利用できるサービス

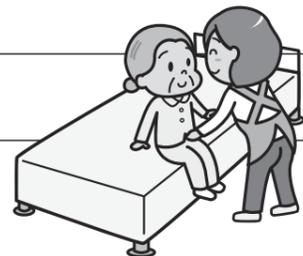
介護給付のみ利用できます。現行のサービスと変わりません。

要支援1・2の方が利用できるサービス

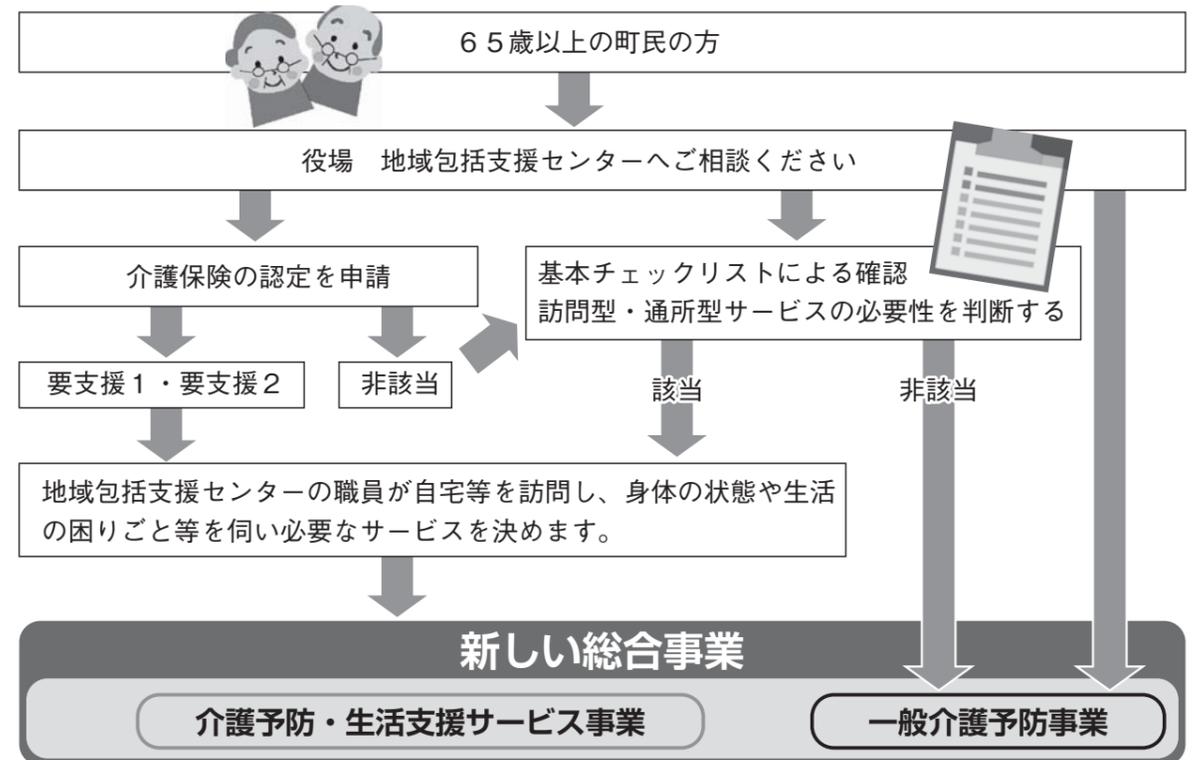
介護予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。（片方のみの利用も可）

基本チェックリスト該当者（※1）が利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業のみを利用できます。



◆新しい総合事業のサービス利用の流れ



※現在、介護予防事業利用者（ミニデイサービス、きんよう会、リハビリ体操教室）の方で、継続した利用を希望される方は、引き続き利用していただくことができます。

基本チェックリスト（※1）とは

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合は、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

基本チェックリスト（抜粋）

- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日か分からない時がありますか？

◆新しい総合事業に関するお問い合わせは、地域包括支援センターへご相談ください！！

また、介護に関する相談も受け付けています。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な援助・支援を行う総合相談窓口です。

具体的には下記のような役割があります。

- ・介護に関する悩みなど様々な相談に応じます。
- ・高齢者の権利を守ります。
- ・自立した生活ができるように介護予防をすすめます。
- ・いつでも必要なサービスが提供されるよう支援します。

地域包括支援センターは、役場 健康福祉課内にあります。
ご相談は **電話 35-9412** へご連絡ください。

